

バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置 (適用期限：～令和13（2031）年3月31日）

一定の個人が、新築後10年以上を経過した家屋に対して、一定のバリアフリー改修工事※1を行った場合について、翌年度分の固定資産税から3分の1が減額されます。

※1 工事の詳細は2ページ目に記載しています。

適用を受けるための要件

- ①次のいずれかに該当する減税申請者が、居住している家屋であること
 - I 65歳以上の者（工事が完了した翌年の1月1日時点）
 - II 要介護認定又は要支援認定を受けている者
 - III 障がいを持っている者
- ②新築されてから10年以上が経過した家屋であること
- ③賃貸住宅ではない家屋であること
- ④工事に要した費用から補助金等を差し引いた額が、50万円（税込）を超えていること
- ⑤改修後の床面積が登記簿表示上で40㎡以上240㎡以下であること
- ⑥店舗等併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること
- ⑦改修工事を令和13年3月31日までにしていること

適用を受けるために必要なこと

工事完了日から3ヶ月以内に、以下の書類又はその写しを当該家屋が所在する市区町村の窓口に提出してください。

- ①固定資産税減額申告書
- ②介護保険の被保険者証の写し等適用対象者であることを証明する書類
- ③バリアフリー改修の費用が確認できる書類

④補助金等を受けている場合は、当該金額が明らかな書類 等

※必要書類の内容は、各自治体によって異なる場合がありますので、所管自治体のHP等も併せてご確認、ご準備頂くよう申請者へ申し添えください。

一定のバリアフリー改修

以下に掲げる工事です。（平成１９年国土交通省告示第４１０号）

対象工事	内容
１．介助用の車いすで、容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	-
２．階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良により、その勾配を緩和する工事	-
３．浴室を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	A 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
	B 浴槽を、またぎ高さの低いものに取り替える工事
	C 固定式の移乗台、踏み台その他高齢者等の浴室の出入りを容易にする設備を設置する工事
	D 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
４．便所を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	A 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
	B 便器を座便式のものに取り替える工事
	C 座便式の便器の座高を高くする工事
５．便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	-
６．便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	-
７．出入口の戸を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	A 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
	B 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
	C 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
８．便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	-

上記資料に記載の必要な書類に加えて、以下の書類を添付してください。

○工事明細書

○建物図面（平面図・立面図等）

○改修工事部分の写真